

令和7年度 第2回原村上下水道審議会 会議録

- 1 開催日時 令和8年1月15日(木)
開議 午後7時00分、 閉議 午後8時40分
- 2 場 所 原村役場 201 会議室
- 3 出欠委員 出席者 五味 光亮 会長、
浅川 明宏 委員、 田口 夕季 委員、 中村 浩平 委員、
日達 章 委員、 百瀬 嘉徳 委員、 森 由美子 委員
- 欠席者 北原 一幸 副会長
- 事務局 建設水道課長 百瀬 則夫
上下水道係長 小池 祐貴
上下水道係 矢島 聖太

4 議 事

- (1) 原村水道事業及び原村下水道事業の経営戦略の改定について
(2) 水道料金の改定について
(3) 下水道使用料の改定について

| | |
|------|--|
| 五味会長 | 議事(1)について事務局に説明を求める。 |
| 小池係長 | 原村水道事業及び原村下水道事業の経営戦略の改定案について説明。 加筆内容について説明。 改定案のパブリックコメントを11月から12月にかけて実施したところ意見はなかった。 この案件についてご意見がなければ、審議会として改定案の是非を問いたい。 |
| 五味会長 | なにかご意見等あるか。 |
| 委員 | 経営戦略については過去からずっと繋がっていくものであり、パブコメの意見も無く、計画ということですのでこれで良いと思います。 |
| 委員 | 水道9ページ。 水道企業体で料金改定を行う権限がないのに、改定を行うと明記して問題はないか。 |
| 小池係長 | 収支計画を作るうえでの考え方になります。この計画をもって料金改定を行う予定ではありません。 計画の中で料金改定をする想定で収支計画を策定したと捉えていただきたい。 |
| 五味会長 | 議事(2)について事務局に説明を求める。 |
| 小池係長 | 水道料金の改定案について説明。 ① 近隣市町の状況 ② 加入金の改定 ③ 開栓及び閉栓に係る手数料 |

| | |
|------|--|
| | ア 1年を超える期間で水道を使用しない場合のみ休止を認める旨条例に明記 イ 期間に限らず休止を認める |
| 五味会長 | なにかご意見等あるか。 |
| 委員 | 加入金の増額に対する積算根拠を教えてください。 |
| 小池係長 | 一般用途と別荘用途を一本化する際に、別荘用途に合わせる方向で検討した。 現在はメーター代を徴収しているが、今後は加入金に含め、メーター代は徴収しないため、このような金額を案とした。 |
| 委員 | メーター代はいくらですか。 |
| 小池係長 | 直読式 13 ミリが 2750 円、電子式 13 ミリが 2 万 3540 円です。 |
| 委員 | 直読式と電子式はどちらが主流ですか。 |
| 小池係長 | 保険休養地内については電子式を採用しており、保健休養地外は直読式です。 |
| 百瀬課長 | 今後はスマートメーターの検討もしていく。 |
| 委員 | メーター交換を行う際に費用が増加するのではないかと。 |
| 百瀬課長 | 検針員の担い手不足もあり検討している。 |
| 五味会長 | 経費等総合的に判断しながら進めていくということではいいか。 |
| 委員一同 | はい。 |
| 委員 | 昔は休止を行っていなかった。経緯はわからないが、いつからか休止を行うようになってしまった。 事務の負担が大きいため、開栓、閉栓手数料案の 5000 円は安いのではないかと。 他の市町村の状況はどうか。 |
| 小池係長 | 調べてみたところ市町村毎にまちまちであり、安いところだと 500 円程度、高いところだと 1 万円程度であるが平均すると 2000 円程度が相場となっている。 |
| 委員 | 事務局の考えとしてはアの案で進めたいのか。 アの案で進めた際に開栓、閉栓の手数料は無料であるか。 |
| 小池係長 | 現行の取扱いであれば無料ですが、今後は手数料を取るべきか否かもご意見等伺いたい。 |
| 委員 | イの案であればお客様にとっては便利。 職員が現地で指針を確認することによる事務の増加についてどのように考えているか。 |
| 百瀬課長 | そのあたりも含めてご意見をいただきたい。 職員の事務の増加が懸念されるので手数料は徴収したい。 他の市町村では委託に出しているところもある。 |
| 委員 | 現状の職員数で行うのは厳しいと感じる。 事務局の考え方で進めていただくといいと思う。 |
| 委員 | 実際に休止を行っている件数は何件ほどか。 |
| 小池係長 | 休止、再開栓を含め年間約 30 件ほど。 |
| 委員 | アの案でいいと思う。 開栓、閉栓毎に 1 回 5000 円程度の手数料を取っていいと思う。 |
| 委員 | 法律的に自由なタイミングでの休止ができないのは問題ないか。 |
| 小池係長 | 確認はできていないが、他市町村の事例でアの案のような事務の取扱いを行えなかったところもある。 |
| 委員 | 現状の職員数でこまめな開栓、閉栓は無理だと思う。 別荘使用の人の開閉栓が時期によって集中すると予想され、職員の対応が大変になる。 そのためはっきりと条例に定めるべきである。 1 年程度使用しないことを条件とした方がよいのではないかと。 |

| | |
|------|---|
| 小池係長 | 貴重なご意見ありがとうございました。 いただいたご意見の中で法的に問題はないのかとの意見をいただきましたので、弁護士にも相談させていただき、進めさせていただきます。 |
| 小池係長 | 料金の改定率について説明。 改定率 26%についてお諮りしたい。 |
| 五味会長 | ご意見があればお願いします。 料金を改定する上でしっかりと説明をしていかなければならない。 |
| 委員 | 26%の料金改定を行い、別荘用途の料金を廃止し一般用途に一本化する際に、今まで別荘用途で使用していた人の水道料金は上がりますか。 |
| 小池係長 | 基本料金のみで比較をすると別荘用途の使用料より下がりますが、従量分を加味するとどこかのタイミングで別荘用途の料金を上回る。 これについては次回の審議会でお示しします。 |
| 委員 | 一般用途と別荘用途を一本化する場合に別荘用途の人が値下がりになる可能性があるのではないか。 |
| 小池係長 | 別荘用途の料金を下回らないように料金改定をすることは可能であるが、その場合、基本料金に対して改定の割合をもっていかなければならない。そうすると、水道の使用頻度が少ない人に対して負担を求めていくことになる。 別荘用途の人の負担が軽くなるように設定をすることは難しい。 改定率 26%ということで、一旦進んでよければ、次回 26%前提の基本料金と水量に従って増えていく分の料金体系を作ってお示しをさせていただければと思う。 |
| 五味会長 | 赤字を抱えて、料金改定を先送りにするとよくないが、料金を上げると住民の抵抗もあると思うのでしっかりと理解をしていただけるように資料を整えてきちんと説明ができるようにしてほしい。 |
| 小池係長 | 下水道使用料の改定案について説明。 |
| 委員 | 流域の単価増に合わせて原村も使用料の改定を行うのか。 |
| 小池係長 | 事業の経営状況によって料金改定の検討を行うので、随時料金改定の検討を行う必要がある。 |
| 五味会長 | 今日結論が出ないので次回に資料を揃えて再度協議を行いたい。 |
| 小池係長 | 率直な意見として富士見町を超える料金体系を取って良いか否か意見をお聞きしたい。 |
| 委員 | 富士見町は下水道の処理場を所有しているため、富士見町より料金が高くなることについて、理解できない住民もいる可能性がある。 |
| 委員 | 公営企業であるため、他市町村と比べる必要はないと思う。 |
| 五味会長 | 原村の使用料が1番になることで、他に影響がでるのではないのか。 他に努力の仕方はないのか。 |
| 小池係長 | 委員の中から、富士見町を意識する必要はないとの意見もあったので、2つのケースを想定して試算を行い、次回お示しします。 まとめになりますが、水道については 26%の料金改定を目途に資料を作成し、下水道については 10%と富士見町を超えない程度の料金改定を目途に資料を作成し、進めていきたいと思っておりますがよろしいですか。 |
| 五味会長 | 議事以外のその他については何かありますか。 |
| 小池係長 | 経営戦略の改定についてはお認めいただいたということによろしいですか。 |
| 委員一同 | 異議なし。 |
| 小池係長 | 審議会の意見として村長に答申書の提出をします。 |
| 五味係長 | 以上で第2回の上下水道審議会を終了とします。 |